

第六十三回帝國議會  
衆議院

米穀需給調節特別會計法中改正法律案委員會會議錄 第一回

付託議案

米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和七年八月二十六日(金曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

東 武君 胎中楠右衛門君

宮澤 裕君 兼田 秀雄君

清家吉次郎君 山崎 猛君

出井 兵吉君 八田 宗吉君

尾崎 天風君 西田 銳吉君

倉元 要一君 渡邊幸太郎君

長田 桃藏君 多木久米次郎君

若宮 貞夫君 寺田 市正君

三善 信房君 松山常次郎君

高田 耘平君 比佐 昌平君

山田 助作君 小川郷太郎君

青木 亮貫君 原 吉郎君

原 淳一郎君 小池 仁郎君

深水 清君

同月二十七日(土曜日)午前十一時七分委員長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

東 武君 兼田 秀雄君

出井 兵吉君 尾崎 天風君

渡邊幸太郎君 長田 桃藏君

三善 信房君 松山常次郎君

高田 耘平君 山田 助作君

小川郷太郎君 原 吉郎君

原 淳一郎君 小池 仁郎君

深水 清君

〔年長者東武君投票管理者ト爲ル〕

○東投票管理者 ソレデハ外ニ年長者ガ四人アリマスガ、皆缺席デアリマスカラ、私

ガ出席者ノ中、中年長者ト致シマシテ、委員長、理事ニ對スル選舉ノ事ヲ取扱ヒマス、

ドウカ左様御承知ヲ願ヒマス、是ヨリ委員長ノ互選ヲ行ヒマス

○高田委員 私委員長ハ東武君ニ御願シタ

イト思ヒマス、理事ハ委員長トナリシ東君

ノ指名ニ一任シタイト思ヒマス、御異議ガ

ナクレバ皆様ノ御賛成ヲ願ヒマス、數モ委員長ニ一任シマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○東投票管理者 御異議ガナクレバ左様ニ

致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○東委員長 ソレデハ私が御推薦ニ依リマ

シテ、委員長ノ席ヲ汚スコトニ致シマス、

理事ハ五名ト致シマシテ

胎中楠右衛門君 宮澤 裕君

兼田 秀雄君 清家吉次郎君

青木 亮貫君

此五名ニ御依頼ヲ致シタイト思ヒマス、左

様御承知ヲ願ヒマス

會議

昭和七年八月二十七日(土曜日)午前十一時十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 東 武君

理事兼田 秀雄君

出井 兵吉君

渡邊幸太郎君

三善 信房君

高田 耘平君

小川郷太郎君

原 淳一郎君

深水 清君

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 後藤 文夫君

農林參與官 松村 謙三君

農林省米穀部長 長瀬 貞一君

農林書記官 井野 碩哉君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

(政府提出)

○東委員長 是ヨリ引續キ開會致シマス、

政府提案ニ係ル米穀需給調節特別會計ニ付

キマシテ、提案ノ理由ノ説明ヲ願ヒマス

○後藤國務大臣 米穀需給調節特別會計法

中改正ノ法律案ヲ提出致シマシテ、茲ニ御

審議ヲ願ヒマスル譯ハ、米穀需給調節特別

會計ノ借入ノ限度ハ現在三億五千萬圓デア

リマス、所ガ過去ニ運用シテ參リマシタ結

果トシテ、借入金ノ現狀ヲ考ヘマスルト、此

際借入金ノ限度ノ増額ヲ行ヒマシテ、以テ

今後ノ米穀事情ノ變遷ニ應ジテ需給調節ノ

上ニ遺憾ナキヲ期スルコトガ極メテ緊要ナ

ノデアリマス、仍テ茲ニ本改正法律案ヲ提

出致シマシテ、更ニ一億圓ノ限度擴張ヲ行

テ四億五千萬圓ト致サウトスル次第デアリ

マス、何卒御審議ノ上御可決アラントテ

切望致シマス

○高田委員 新聞ノ報ズル所ニ依レバ、政

府ハ朝鮮臺灣ニ於テ内地ノ資金ヲ以テ端境  
期ニ米ノ買上ヲスルト云フコトノ意味、及  
ソレニ要スル資金ヲ相當ニ増額スルト云フ  
コト、竝ニ府縣ニ政府米ヲ貸付ケルト云フ  
コト等ニ付テ、別ニ法律案ヲ御出シシナル  
ヤウニ傳ヘラレテ居リマス、而シテソレハ  
事實デアルト私モ信ズル點ガアルノデアリ  
マス、サウスレバ只今議題ニナッテ居リマ  
ス所ノ資金増加ノ案ヲ議スル方ガ極メテ便  
宜ト思ヒマスルカラシテ、成ベク本月中ニ  
モ其法案ヲ議會ニ上程スルノ運ビニ、出來  
得ルコトナラバ急速ニ御願シタイト思フ次  
第デアリマスガ、如何デゴザイマスカ

○後藤國務大臣 只今御質問ノ點ニ付キマ

シテハ、政府ニ於キマシテ、法案ヲ提出ス  
ルコトニ致シマシタ、マダドウ云フ順序ニ  
ナルカ分リマセスガ、成ベク本月中ニモ緊  
急上程ヲシテ戴キタイ積リデ居リマス、本  
法案ノ要旨ハ臺灣朝鮮ノ移入米ノ買上ヲ致  
シマスコト、府縣ニ整理米ノ貸付ヲ致シマ  
スコト、又之ニ關スル資金ノ問題、其他之  
ニ關聯スル條項ヲ含ンデ居ルモノデアリマ  
ス、左様御承知ヲ願ヒマス

○三善委員 本問題ニ付キマシテ、二三當

局ノ御意見ヲ質シタイト思フノデアリマ

ス、今ヤ農村問題ニ付キマシテハ、世間注

視ノ的トナッテ居ルノデアリマシテ、農村ノ  
振興ヲ圖リ、農村ガ生キルカ死ヌルカト云  
フコトハ、目下國民ヲ學ゲテ心配致シテ居  
ル時デアリマス、此非常時ノ豫算ヲ編成ス  
ル上ニ付キマシテモ、其點ニハ特ニ御留意  
ニナッテ居ルコト、存ズルノデアリマス、而  
シテ或ハ内務省關係、或ハ農林省關係ニ於  
キマシテ、主ナル豫算トシテ、或ハ土木事  
業、或ハ其他ノ事業計畫ガ豫算ニ計上致シ  
テアルノデアリマスルガ、勿論斯様ナルコ  
トモ、此不景氣打開ノ一策トハ考ヘルノデ  
アリマスケレドモ、主ナル根本問題ト致シ  
マシテハ、農村ノ米價ノ安定ヲ圖リ、米價ノ  
向上ヲ圖ランケレバ、農村ノ現狀ヲ打開ス  
ルト云フコトハ、頗ル困難ナル問題デハナ  
イカト深ク信ズルノデアリマス、是ガ目下  
農民ガ非常ニ心配致シテ居ルノデアリマシ  
テ、將來ドウ云フ風ニ政府ガ取扱ハル、カ  
ト云フコトハ、齊シク心配致シテ居ル所  
ノ問題デアリマス、然ルニ此事ニ付キマ  
シテハ、米穀法運用ノ爲ニ一億圓ノ資金ノ  
増加ヲ以テ足レリトサレテ、サウシテ提案  
ニナッテ居ルヤウデアリマスルガ、此一億圓  
ノ増加ニ依ッテ果シテ此難局ヲ打開シ得ル  
ヤ否ヤ、農村ノ今日ノ不景氣ヲ打開スルコ

トガ出來ルカドウカト云フコトハ、頗ル私

共憂慮致シテ居ルノデアリマス  
此米穀法ノ制定セラレマシタノハ、大正  
十年デアリマシテ、當時其資金ガ二億圓デ  
アッタト記憶致シマス、其後昭和四年ニ七千  
萬圓ヲ増加シ、更ニ昭和六年ニ八千萬圓ヲ  
増加シテ、現今三億五千萬圓ノ資金ニナッテ  
居ルノデアリマス、屢、此米穀法運用ノ資金  
ガ増加致シタノデアリマスケレドモガ、其  
間米價ニハ何等ノ影響、何等ノ米價ノ向上  
ヲ見タ事實ガナイノデアアル、是カラ考ヘマ  
シテモ、現在ノ米穀法ヲ以テ致シテハ此米  
價ノ向上ヲ圖ルト云フコトハ絕對ニ出來ヌ  
デハナイカ、斯様ニ私共ハ考ヘルノデアリ  
マス、私共ノ考ヘルノハ少クトモ此農村ノ  
米價ナルモノハ、其生産費ヲ割ラナイヤウ  
ニシナケレバナラナイ、是ガ原則デナケレ  
バナラナイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマ  
ス、今政府ニ於テ農村ノ米價ノ生産費ニ對  
シテドレダケガ米價ノ生産費トナッテ掛ッテ  
居ルノデアアルカト云フコトヲ御調査ニナ  
タコトガアルカドウカ、此點ヲ承ッテ見タイ  
ト思フノデアリマス、尙ホ今日ノ米價ヲ以  
テ適當ト御考ヘニナルカドウカ、是ガ質問  
ノ第二デアリマス

○後藤國務大臣 米ノ價格ヲ安定スルコト

ガ他ノ農村救済ノ幾多ノ施設ト相俟チマシ

君ノ質問ニ對シテノ答辯ニ依レバ、河野君

ハ此米穀法ニ依ッテ米ノ値段ヲ吊上ゲルコ  
トガ出來ヌカ、吊上ゲルコトガ出來ルカ、ト  
云フ質問ニ對シテ、農林大臣ハ米穀法ハ米  
ノ値段ヲ吊上ゲルノデハナイ、低落スルノ  
ヲ防ギ、暴騰スルノヲ防グノガ目的デア  
ルト述べラレタノデアリマス、成程御説ノ通  
リデアルト思フノデアリマス、併ナガラ此  
米穀ニ對シテノ一定ノ標準價格ガナケラン  
ケレバナラヌト考ヘマス、然ルニ其標準價  
格、適當ナ價格ハ幾ラデアアルカ、斯ウ云フ  
コトヲ質問致シマシタニ對シテ、農林大臣  
ハ其適當ナル價格ト云フコトハ、生産費等  
ノ關係モアルノデ、此處デ申上ゲラレス  
ト云フコトヲ仰セラレタヤウデアリマス、其  
適當ノ價格ガ分ラズシテ果シテ米價ノ安定  
ト云フコトガ圖ラレ得ルノデアアルカ、又此  
農村ノ現狀ヲ打開スルコトガ出來ルノデア  
ルカ、是ガ私共ノ非常ニ心配シテ居ル點デ  
アリマス、適當ナ價格ト云フコトハ、農林  
大臣ハドレダケノ價格ヲ以テ適當ナリト御  
考ヘデアアルカ、或ハ今日ニ於テ適當ナ價格  
ハ發表セラレヌト云フノデアアルカ、此點ヲ  
御聽致シテ置キタイト思フノデアリマス

○後藤國務大臣 米ノ價格ヲ安定スルコト

ガ他ノ農村救済ノ幾多ノ施設ト相俟チマシ

テ意ヲ用ヒナケレバナナイト云フコトハ御説ノ通りデアリマス、ソレ故ニ政府ニ於キマシテハ米穀需給調節特別會計借入金ノ相當ナ力ノ増加ヲ必要ト考ヘマシテ、此法案ヲ提出シタ譯デアリマス

尙ホ此他ニ只今申上ゲマシタヤウニ、朝鮮米移入ニ付キマシテ出來秋ニ是ガ殺到スルコトヲ防グ爲メノ買上ノコト、賣却ノコト等ノ法律案ヲ提出致シマシテ、更ニ是ガ爲ニ茲ニ申上ゲマシタ一億圓ノ外ニ資金ノ増額ヲ得タイト考ヘテ居ル譯デアリマス、其外ニ米・粳ノ相當ナ數量ヲ出來秋ニ於テ成ベク產地・地元ニ貯藏サシテ、一時ニ市場ニ米ノ殺到スルコトヲ防グヤウニ致シタイ、是等ノ諸般ノ方策ニ依リマシテ、米價ノ安定ヲ計リタイト考ヘテ居ルノデアリマス、只今米ノ價ハ何程位ガ適當デアアルカト云フ御尋ガアリマシタ、是ハ昨日モ本會議デ申上ゲマシタ通り、色々ナ他ノ事情ト比較シテ自ラ定マル問題デアリマシテ、一般ノ物價其他ノ關係ガ動クニ從ッテ、米價ガ幾ラ便宜イカト云フヤウナ判斷モ動イテ來ルモノト思ヒマス、私ハ數字デ適當ナ米價ガ幾ラデアアルカト云フコトヲ申上ゲルコトハ出來ニクイコトデアアルト思フノデアリマス唯、今日米穀法ガ基準米價ト云フモノヲ設

ケテ居リマス、サウシテ其上値二割、下値二割ヲ以テ米穀法發動ノ標準ト致シテ居ル、此基準米價ハ色々ナ根據カラ割出サレテ來マシテ、コ、イラガ一ツノ標準デアラウ、斯ウ云フコトニ現行ノ米穀法ガ建前ヲ取ッテ居リマス、御承知ノヤウニ永イ間米穀調査ノ委員會ガ斯界ノ權威ヲ集メテ開カレテ練リニ練ッテ米穀法ノ只今ノ法制ヲ立テ、基準米價ト云フモノモ定メタノデアリマス、併シ是モ其基準米價ガ其儘レ一本デ相當ナ米價デアルト斷定シ難イガ爲ニ、上値、下値ト云フヤウナ開キヲ置イテ、其幅ヲ定メテ居ルヤウナ譯デアリマス、只今米穀法ガ是マデ運用サレテ來タケレドモ、米價ノ安定ニソレ程役ニ立ッテ居ラスト云フヤウナ御話ガアリマシタ、ソレハ人々ノ見ル所ニ依リマシテ、其希望通りニ米穀法ノ運用ノ結果ガ參ッテ居ラヌカモ存ジマセヌガ、米穀法制定以來、米ノ價格ノ暴騰暴落ガ相當ニ掣肘サレテ、或ル値幅ニ追込マレルヤウナ働キハ今日マデ米穀法モ相當シテ居ルヤウニ思ヒマス、以上御答申上ゲマス

○三善委員 只今ノ答辯ニ依リマシテ凡ソ分ッタノデアリマスルガ、今大臣ノ答辯ニ依リマスレバ、適當ナ價格ト云フノハ數字ヲ

以テ言フ譯ニハ行カナイト云フコトヲ言ハレタノデアリマスルガ、固ヨリ他ノ事情ト比較シ、或ハ一般ノ物價ト比較對照セラレテ其適當ナ價格ト云フノガ出テ來ルモノト思フノデアリマスルケレドモ、少ナクモ現在ノ米價ガ現在ノ狀態ニ於テ高イカ安イカト云フコトハ考ヘテ居ラレルコトデアルト思フノデアリマス、此點ニ付テ現在ノ米價デ宜シイカ、或ハ現在ノ米價デハマダ安イカ、或ハ現在ノ米價デモ高イカ、此點ヲ一ツハッキリシテ戴キタイト思フノデアリマス、サウシテ農村ガ將來執ルベキ途ヲ——農村ガ安心シテ米ヲ作ル所ノ信念ヲ與ヘンケレバナラスト思フノデアリマス、現在ノ米價ヲ以テ致シマシテハ、農村ハ其收支ガ相償ッテ居ナイノデアリマス、兎ニ角農村ノ今日ノ不況ハ、收入ガ少クシテ、收入ガ支出ニ伴ハナイカラ、農村ノ唯一ノ收入ノ途タル所ノ米ノ收入ヲ増サンケレバナラヌ、所謂米價ヲ高クシテ、米ニ依ル所ノ收入ヲ増スト云フコトガ今日ノ先決問題デアルト思フノデアリマス、斯様ニ見マスレバ現在ノ米價ハ安イト云フコトニ歸著シハシナイカト思フノデアリマスガ、此點ニ付テ特ニ其安イ高イト云フコトニ付テハッキリ御答ヲ願ッテ置キタイト思ヒマス

更ニ進ンデ申上ゲタイノハ臺灣、朝鮮米等ヲ買上ゲラレテ、サウシテ米價ノ安定ヲ圖ラレルコトニナッテ居ルノデアリマスガ、是ハ最モ結構ナ案ト思フノデアリマス、併ナガラ是ノミヲ以テ米價ノ安定、或ハ今日ノ米價ヲ昂上セシムルト云フコトハ困難デハナイカ、更ニ進ンデ粳ノ貯藏モ政府ハ考ヘテ居ルト言ハレマスガ、粳ノ貯藏ト云フコトハ是ハ言フベクシテ中々實行困難ノコトデアル、我國ノ農家ハ刈入時ニ於テ直チニ金ト換ヘテ肥料代ナリ、或ハ從來ノ借金ノ穴埋メヲセンケレバナラヌコトニナッテ居ルノデアリマスカラ、ソナ餘裕ハナイノデアリマス、又假ニ粳ヲ貯藏サセテ、之ニ低利資金ヲ御融通爲サルト假定シテモ、粳ノ貯藏ト云フコトハ困難デアリマス、申スマデモナク玄米ト粳トハ其數量ニ於テハ倍ニモナッテ居ル、即チ玄米ガ一石アル場合ニハ粳ハ通常ニ二石位アルト假定シテ先ヅ宜シイト思ヒマス、而モ現在ノ農家トシテハ左様ナ倉庫モ持タナイ、ダカラ粳ヲ農家ノ庭ニデモ置カナケレバナラヌ、斯様ナ不完全ナ裝置ヲ以テ、果シテ粳ヲ貯藏シ得ルカドウカ、粳ノ貯藏ノ爲ニ新タナル施設ヲ要スルナラバ、農村ハ更ニ大ナル負擔ヲシナケ

レバナラスト云フコトニナルノデアリマスガ故ニ、政府ノ御考ヘニナルヤウニ、穀ノ貯藏ヲサセテ之ニ對シテ低利資金ヲ供給シ、サウシテ出來秋ニ穀ノ殺到スルノチ一時抑ヘントスルガ如キハ、是ハ机上ノ空論ニ終ルト思ヒマス、決シテ實際ハ行ハレナイモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマシ、政府ハ此點ニ付テ如何ナル見解ヲ持ッテ居ラレルノデアアルカ

又曩ニ御答辯ニナリマシタ所ノ率勢米價、是ガ抑、非常ナ間違デアアル、率勢米價ハ物價ノ指數ニ應ジテ率勢米價ト云フモノガ定ッテ參リマセウガ、此率勢米價ヲ定メラレタ爲ニ、今日ノ價格ガ生産費以下ニナッテモ、之ヲドウトモスルコトガ出來ナイト云フヤウナ狀態ニナッテ居ルト思フノデアリマス、今日農村ガ立行カスト云フコトハ、米ノ價格ガ安イ爲メデアルト云フコトハ明ナコトデアリマス、之ヲ何トカシナケレバ農村ノ現狀ヲ打開スルコトハ出來ヌ、ソレニ拘ラズ他ノ事業ニ對シテハ、或ハ土木事業ニ數億圓ヲ費シ、或ハ農林省ノ事業ニ數億圓ヲ費サレマスガ、獨リ米ニ對スル對策トシテハ、僅ニ一億圓ノ資金ヲ増額シテ、之ヲ以テ足レリトシ、之ヲ以テ農村ヲ救済セントスルガ如キコトハ、愚モ亦甚シイモ

ノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス、之ニ對シテ明確ナル御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス

○後藤國務大臣 穀ノ貯藏ノコトニ付テ今御話ガゴザイマシタガ、是ハ豫算外ノ國庫負擔ノ契約トシテ御協賛ヲ願ッテ居ル事柄デアリマシテ、穀ニ重點ヲ置イテ居ルノデハアリマセヌ、玄米及穀ノ貯藏ニ對シテ府縣ノ爲ス施設ニ相當有力ナ援助ヲ與ヘヨウ、五百萬圓バカリノ限度ニ於テ保管ノ助長ニ十分ナ力ヲ致シテ見タイ、斯ウ云フコトニナッテ居リマシテ、是ハ實行ノ方法ニ依リマシテハ相當ニ效果ヲ奏シ得ルモノデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ臺灣米ノ出來秋殺到ヲ防グ設備ニ於キマシテモ、政府ニ於テハ更ニ特別會計ニ三千萬圓ノ増額ヲ求メマシテ、之ヲ致シタイト云フ考デ居ルノデアリマス、最初ニ御尋ノアリマシタ米ノ昨今ノ値段ニ付テドウ思フカト云フコトデアリマス、私ハ御説ノ如クニ米ノ値段ガ相當ナ程度ニ維持サレルト云フコトヲ希望致シマス、唯一年ノ間ニ於テ米ノ値段ノ相當ニ維持サレテ居ルコトノ最モ必要ナノハ、出來秋カラ春先ニ掛ケテ直接ノ生産者ガ米ヲ手放ス時デアリマス、昨今ノ場合ニ於テ米ノ値段ガ或ル程度ニ安ク

ナッテ居リマシテモ、一般ノ需供給ノ關係カラサウ國民ガ困ルト云フコトハアルマイト思ッテ居ルノデアリマス、吾々ノ憂ヘマサル所ハ此出來秋ノ米ノ値段デアリマス、一年中ノ米ノ値段ガ何時ノ時期ニドレ程ノ値段デアレバ宜シイカト云フコトヲ具體的ニハッキリ申上ゲルト云フコトハ、非常ニ困難ナコトデアルト思フノデアリマス

○東委員長 今農林大臣ハ貴族院ノ方カラ呼びニ來タサウデスガ、餘リユックリ出來ヌラシイデス

○三善委員 私人質問ハマダ長イノデスガ……

○東委員長 ソレデヤ繼續シテ置ケバ宜イデセウ

○三善委員 ソレデヤ繼續スルコトニ致シマス

○東委員長 松山君何デスカ

○松山委員 後ノ委員會ニナルト忙シクナリマスカラ一寸早イヤウデスガ、率勢米價ノ「パンフレット」ガアレバ政府カラ後デ配付シテ戴キタイノデスガ……

○東委員長 ソレハ御尤デスガ、書類ハ委員長カラ要求シヨウト思ッテ居リマス、今日ハマダ委員長理事ヲ互選スル位デ、皆サンノ方デモ十分材料モナイト思ヒマスカラ……

……

○松山委員 然ルベクドウゾ宜シク願ヒマス

○東委員長 政府ニ要求シテ置キマスガ、米穀關係ノ法規、現在ノ政府米、穀貯藏高、ドレダケ米ガアルカト云フコト、救助ニ拂下シタノハドウ云フ風ニシタカ、其各府縣別、本年度米穀需給關係、需給特別會計ノ内容、本年度率勢米價ノ基準價格、生産費、生計費調査ニ關スル今日マデノ調査材料、是ハモウ調査ヲシテ豫算ヲ取ッテ今マデヤッテ居ルノダカラ、完成セヌデモ其材料ヲ戴キタイ、臺灣米ニ關スル調査材料書類、穀貯藏ニ關シテハ昭和五年度、六年度ニ於テ之ヲ獎勵シテ居ルガ、其成績ハドウナッテ居ルカ、是ダケ私ハ委員長トシテ要求シタイイ思ヒマス、其他ニ何カ材料ノ要求スルモノガアッタラ此場合……

○松山委員 率勢米價ノ「パンフレット」此配付サレタガ無クナッタカラ、アレヲ貰ヒタイ

○長瀬政府委員 餘分ハ外ニアリマセヌガ其他ハ……

○東委員長 他ニ何カ材料ノ要求ガアッタラ要求シタラ宜イデセウ

○長瀬政府委員 出來ル限り揃ヘマシテ……

○東委員長 ソレデハ大臣モ忙シイヤウデ  
ゴザイマスシ、今日ハ午後ハ豫算總會ト本  
會議ニ重要ナ政府ノ提案モアルシ、政黨ノ  
方カラノ提案モアルノデ、午後ハ繼續シテ  
ヤル譯ニ行カスト思ヒマスカラ、本日ハ此  
程度デ散會致シマシテ、サウシテ明日午前  
十時カラ午前後ヲ通ジテ開會致シタイト  
云フ委員長ノ考デアリマス

〔材料ハ揃ヒマスカ〕ト呼フ者アリ

○東委員長 大體調バツテアルノダカラ明  
日ハ揃ヒマセウ、生産費、生計費ナドハ調  
査ガシテアルノデ、完全ナモノガナイカモ  
知レマセヌガ、差支ナイモノダケハ配付シ  
テ貰ヒタイ、ソレデハ今日ハ是デ散會致シ  
マス

午前十一時三十六分散會

昭和七年八月二十七日印刷

昭和七年八月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所